

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社セレス

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭殿

【提出日】 平成26年9月16日

【会社名】 株式会社セレス

【英訳名】 C E R E S I N C.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 都木 聰

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山三丁目6番16号

【電話番号】 03-5774-7474

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 小林 保裕

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山三丁目6番16号

【電話番号】 03-5774-7474

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 小林 保裕

目 次

頁

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	12
3 【対処すべき課題】	13
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	19
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【自己株式の取得等の状況】	29
3 【配当政策】	29
4 【株価の推移】	29
5 【役員の状況】	30
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	32
第5 【経理の状況】	38
1 【財務諸表等】	39
第6 【提出会社の株式事務の概要】	76
第7 【提出会社の参考情報】	77
1 【提出会社の親会社等の情報】	77
2 【その他の参考情報】	77
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	78

第三部 【特別情報】	79
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	79
第四部 【株式公開情報】	80
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	80
第2 【第三者割当等の概況】	81
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	81
2 【取得者の概況】	82
3 【取得者の株式等の移動状況】	83
第3 【株主の状況】	84
監査報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
売上高 (千円)	404,470	611,260	718,931	582,173	1,171,986
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	18,704	65,173	38,712	△5,600	154,296
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	18,609	44,800	10,791	△10,155	90,121
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	109,600	109,600	80,000	80,000	80,000
発行済株式総数 (株)	429	429	429	429	42,900
純資産額 (千円)	124,937	169,737	166,112	150,387	240,508
総資産額 (千円)	233,857	351,555	396,367	397,802	854,167
1株当たり純資産額 (円)	291,229.22	395,658.42	432,585.23	40.21	64.31
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額 (△) (円)	47,811.28	104,429.20	27,466.90	△2.69	24.10
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.4	48.3	41.9	37.8	28.2
自己資本利益率 (%)	24.5	30.4	6.4	—	46.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△21,683	58,774
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△33,461	△130,324
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	8,181	168,257
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	176,045	272,752
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	13 (0)	18 (2)	25 (5)	24 (6)	31 (4)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第5期～第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第9期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第8期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
8. 第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成25年6月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が第8期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
9. 第8期、第9期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第7期以前の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 平成25年6月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり純資産額(円)	29.12	39.57	43.26	40.21	64.31
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	4.78	10.44	2.75	△2.69	24.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社の創業者である都木聰は、ポイントメディアを通じて登録会員に付与したポイントをFeliCa（注）チップ内蔵のモバイル端末を通じて電子マネー等に交換可能にするという今までにないサービスを考え、「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、平成17年1月に当社を設立いたしました。

会社設立後の沿革は次のとおりであります。

年月	事項
平成17年1月	株式会社セレス（資本金1,000万円）を東京都渋谷区神宮前に設立
平成17年5月	「モッピー」フィーチャーフォン版サービスを開始
平成17年11月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
平成19年12月	本社を東京都港区北青山に移転
平成21年3月	プライバシーマーク取得
平成22年4月	「モッピー」PC版サービスを開始
平成22年11月	「モッピージョブ」フィーチャーフォン版サービスを開始
平成23年10月	「モッピー」スマートフォン版サービスを開始
平成23年11月	「モッピージョブ」スマートフォン版及びPC版サービスを開始
平成25年12月	ファイブゲート株式会社より「モバトク通帳」事業を譲り受け、フィーチャーフォン版及びスマートフォン版サービスを開始

（注）FeliCaとはソニー株式会社が開発した非接触型ICカードの技術方式であります。

3 【事業の内容】

当社は、「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現することを目指して事業を展開しております。

当社は、スマートフォン端末をメインデバイスとするインターネットメディアを企画・開発し、運営することを主業としており、利用者に対して電子マネー等に交換可能なポイントをインセンティブにインターネット上の様々なアクションを促し収益を得ております。具体的には、登録会員による広告閲覧等を主な収益源とする「ポイントメディア事業」と検索エンジン等から流入するユーザーが求人広告に応募・採用されることで発生する採用課金型の掲載料を収益源とする「HRメディア事業」であります。

これら事業の運営に当たり、広告主や利用者にとって利用価値の高いメディアを提供するため、メディアの企画、システム開発、webデザイン、マーケティング、運営までを一貫して社内で手掛ける体制を構築しております。また、当該体制を維持・拡大するために、技術者を中心とした優秀な人材を採用・育成し、メディアそのものや日々の運営業務に継続的な改良を加えております。

なお、当社の運営するメディアは以下の通りであります。

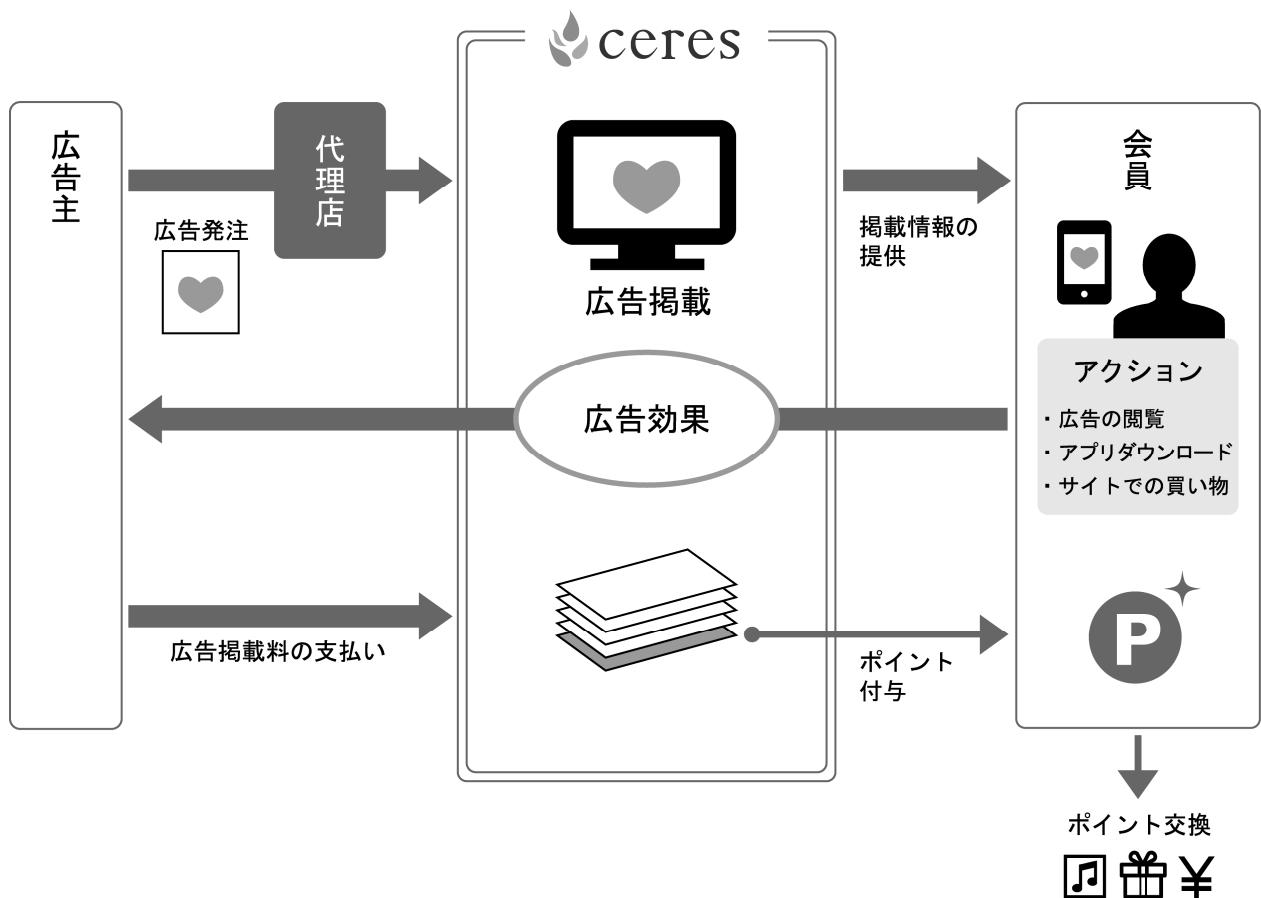
セグメント名称	分野及び主要メディア	事業内容
スマートフォンメディア事業	<ul style="list-style-type: none">・ ポイントメディア ①「モッピー」 開始：平成17年5月 端末：SP、FP、PC 特徴：登録会員の来訪頻度 向上に注力 ②「モバトク通帳」 開始：平成25年12月 ※事業譲受による 端末：SP、FP 特徴：ポイントの付与率が 高い	登録会員によるアクションに応じてポイントを付与。登録会員はポイントを現金や電子マネー等に交換することができる
	<ul style="list-style-type: none">・ HRメディア 「モッピージョブ」 開始：平成22年11月 端末：SP、FP、PC	採用課金型のアルバイト・パート求人メディア

(注) SPとはスマートフォンを、FPとはフィーチャーフォンを指しております。

(1) ポイントメディア事業

当事業は、ポイントメディア「モッピー」及び「モバトク通帳」の運営を行っております。ポイントメディアとは、掲載した広告の閲覧、スマートフォンアプリのダウンロード、提携サイトでの買物といった登録会員のアクションに応じてポイントが付与され、そのポイントが規定の数量に達した場合に、現金や電子マネー等に交換できるというサービスを提供するメディアです。広告主から受け取る広告料の一部を原資にポイントを付与しており、登録会員はポイントメディアに会員登録料などを支払うことなく利用することができます。

以上を図示すると以下のとおりとなります。



当事業の主な収益源はアフィリエイト広告売上であり、登録会員の訪問頻度向上や広告への接触頻度向上を目的とした各種施策を継続的に実施することにより登録会員のアクティベーションを図る一方、ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダー）との関係を構築・強化することにより取引条件の改善に取り組むこと等で売上規模の拡大を図っております。また、広告の掲載順位やメディア内での表示位置、インセンティブとして付与するポイントの売上に対する付与率等をどのようにコントロールするかといったメディア運営に関するノウハウが当事業の収益性を大きく左右する要因であり、当該運営能力が当事業における強みとなっております。

当事業発展のためには、スマートフォン端末の急速な普及を追い風にするだけでなく、「ポイントが貯まって使える」というポイントメディアの基本機能を向上させる等の改良を通じて登録会員の満足度を高め長くご利用いただく一方、費用対効果の高い会員獲得プロモーションの実施や既存会員による口コミの誘発等により新規登録会員を獲得し、継続的にメディア力を強化する必要があります。なお、当事業で運営する両メディアに登録している会員数の総計は154万人（平成26年6月末現在）であり、その推移は以下のとおりであります。

年 月	会員数（万人）
平成25年3月末	42
平成25年6月末	47
平成25年9月末	48
平成25年12月末	118（66）
平成26年3月末	136（72）
平成26年6月末	154（78）

- (注) 1. 会員数は「モッピー」、「モバトク通帳」の会員数の合計であります。
なお、() 内に「モバトク通帳」の会員数を内数で記載しております。
2. 平成25年12月1日付で「モバトク通帳」を事業譲受けしております。
3. メディア毎の会員数の定義は、以下のとおりであります。
「モッピー」・・・集計時において登録メールアドレスにメールの届く会員
「モバトク通帳」・・・集計時において退会していない会員

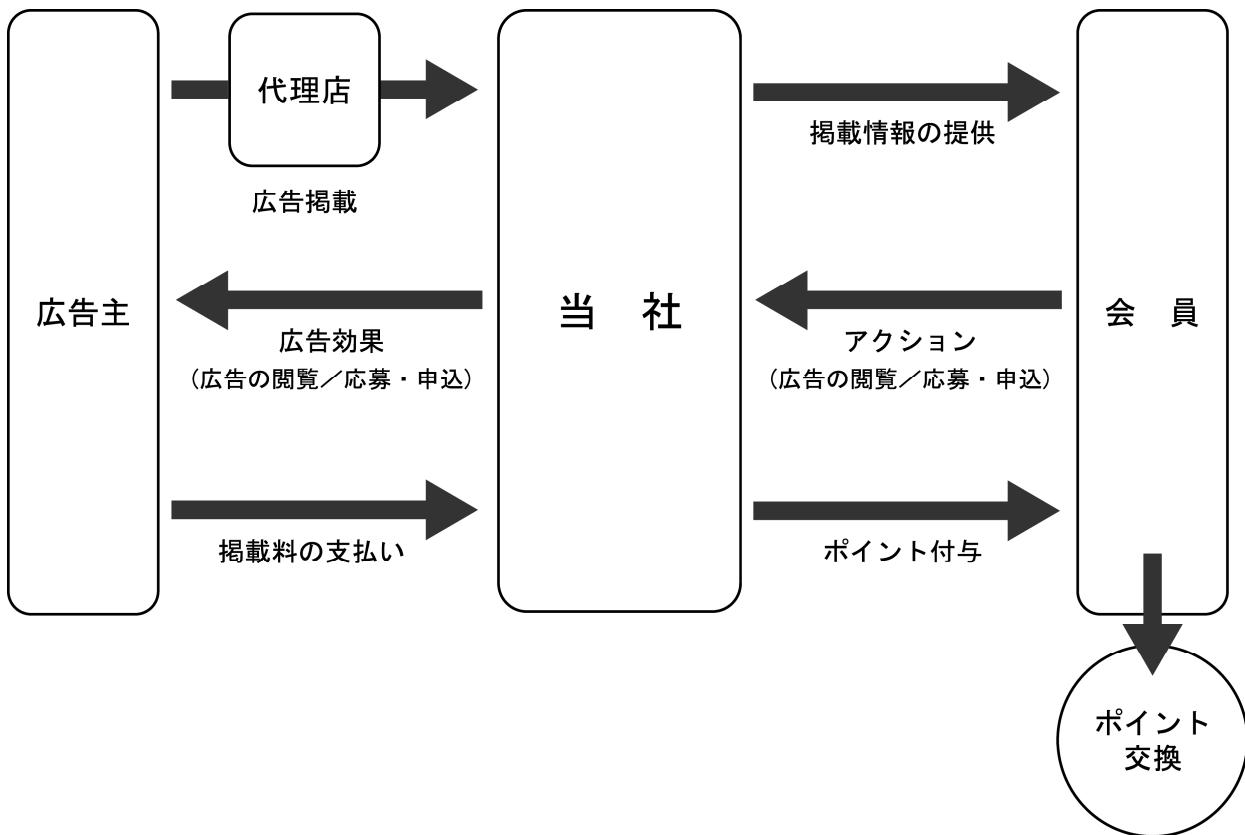
また、当事業において発行するポイントは、「モッピー」においては1ポイント=1円相当、「モバトク通帳」においては10ポイント=1円相当で交換可能となっており、当事業の運営に当たり、登録会員のポイントに対する信頼性の向上は最重要かつ継続的に取り組むべき事項となっております。なお、登録会員数の拡大に比例してポイント発行額も順調に増加しており、平成26年6月末時点での両メディア合計の累計ポイント発行額は112億ポイント（38億円相当）を超えております。

(2)HRメディア事業

当事業は、採用課金型アルバイト・パート求人メディア「モッピージョブ」の運営を行っております。モッピージョブの特徴は、広告主が求人広告を掲載した時点では掲載料は発生せず、モッピージョブを経由して求人広告に応募したユーザーが採用され、かつ、出勤に至った時点で掲載料が発生する採用課金型という点です。掲載した時点では費用が発生しない為、アルバイトの採用が難しい地域や職種で期間を定めずに採用できるまで継続して求人を掲載することができ、少ない費用で必要な時に必要な人材を確保することができます。採用されたユーザーには、インセンティブとしてモッピー内で利用可能なポイントを付与することとしており、メディア間での連携を図る一方、応募者増と不正防止に寄与しております。

求人広告への応募者は検索エンジンからの流入が主体となっております。その応募者を増加させるべく専門のスタッフを配置し、SEO（検索エンジン最適化）をはじめとするwebマーケティング技術の向上に注力しております。

当社の事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社シーエー・ モバイル	東京都渋谷区	1,891,000	ソリューション事業 広告事業 コンテンツ事業 ゲーム事業	被所有 20.05	広告の取引先

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35(8)	31.6	1.9	4,076

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、金融緩和をはじめとする経済政策により円安・株高が進行するなど景気回復の兆しが見られるものの、消費税の増税による消費低迷が懸念されるなど先行き不透明な状況が続いております。

携帯電話市場においては、平成25年12月末の総契約台数に占めるスマートフォンの割合が44.5%と平成24年12月末の37.2%から継続的に上昇しており、フィーチャーフォンからの移行が加速しました（注1）。また、国内のスマートフォン広告市場についても、平成25年で1,652億円と前年比193.0%と高水準で成長しており、今後も継続的に拡大することが見込まれています（注2）。

このような環境の中で当社は、モッピー及びモッピージョブのスマートフォン版に注力し、ユーザー数の拡大やサイトへの来訪頻度を高めるための各種施策に積極的に取り組みました。また、12月にはポイントメディアのモバトル通帳を事業譲受けし、事業拡大を図りました。

この結果、当事業年度の売上高は1,171,986千円（前事業年度比101.3%増）、経常利益は154,296千円（前事業年度は経常損失5,600千円）、当期純利益は90,121千円（前事業年度は当期純損失10,155千円）となりました。

（注1）株式会社MM総研の発表資料によっております。

（注2）株式会社CyberZ/株式会社シード・プランニングの発表資料によっております。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

①ポイントメディア事業

ポイントメディア事業におきましては、スマートフォン端末の急速な普及に伴って会員獲得プロモーションを強化したことに加え、モバトル通帳の事業譲受けにより、注力するスマートフォン版の登録会員数が大幅に増加しました。また、スマートフォン広告市場の急成長による掲載広告数の増加、掲載広告に対する登録会員の反応を向上させる各種施策が奏功したことにより、売上高が拡大しました。

この結果、当事業年度の売上高は1,161,960千円（前事業年度比100.4%増）となりました。

②HRメディア事業

HRメディア事業におきましては、連携するモッピーからユーザーを誘導するだけではなく、各種SEO対策の実施により検索エンジン経由でも多くのユーザーがサイトに流入するようメディアの改良を継続的に実施しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は10,026千円（前事業年度比305.7%増）となりました。収益化には至っていないものの継続して売上高は拡大しており、求人広告の掲載件数は1万5千件に達しております。引き続き非モッピーユーザーのサイトへの流入に注力し、求人広告への応募発生に向けた各種施策を実施してまいります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、消費税の増税による駆け込み需要とその反動が見られるものの、金融緩和をはじめとする経済政策により企業収益の改善や設備投資の増加など、緩やかな回復基調で推移しました。

携帯電話市場においては、平成26年3月末の総契約台数に占めるスマートフォンの割合が47.0%と平成25年12月末の44.5%から継続的に上昇しています（注1）。スマートフォン端末の普及に伴い、スマートフォン広告市場についても継続的に拡大することが見込まれています。

求人広告市場においては、平成26年4月末の有効求人倍率が1.08倍と継続的に上昇しており（注2）、雇用情勢は着実に改善し、求人広告に対するニーズの増加が見込まれています。

このような環境の中で当社は、運営するサービスのスマートフォン版に注力し、ユーザー数の拡大や掲載広告数の増加に向け積極的な営業活動を展開しました。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は1,194,704千円、経常利益は176,616千円、四半期純利益は98,303千円となりました。

（注1）株式会社MM総研の発表資料によっております。

（注2）内閣府の月例経済報告発表資料によっております。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

①ポイントメディア事業

ポイントメディア事業におきましては、プロモーション手法の改善によりスマートフォン版の会員数が大幅に増加したことに加え、広告主のニーズに合わせて広告商品を設計するタイアップ広告への注力やクラウドソーシング（注）といった新たな取り組みを行った結果、売上が拡大しました。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は1,179,881千円となりました。

（注）インターネット上で不特定多数の人にデータの入力や記事作成などの仕事を依頼すること。

②HRメディア事業

HRメディア事業におきましては、営業活動の強化により昨年末に比べ求人広告の掲載件数が1.6倍の約2万4千件と大幅に増加したこと等によりサイトへの流入数が増加し、売上増加に寄与しました。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は14,822千円となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末より96,707千円増加し、272,752千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれぞれの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、58,774千円（前事業年度は21,683千円の使用）となりました。これは主に、売上債権の増加167,296千円があった一方で、税引前当期純利益154,296千円、ポイント引当金の増加39,716千円があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、130,324千円（前事業年度は33,461千円の使用）となりました。これは主に、有形・無形固定資産の取得による支出25,811千円、事業譲受による支出101,300千円があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、168,257千円（前事業年度は8,181千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入金及び短期借入金の返済による支出31,743千円があった一方で、長期借入れによる収入200,000千円があったことによるものです。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末と比較して91,316千円増加し、364,069千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれぞれの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動により得られた資金は73,128千円となりました。これは主に、売上債権の増加113,310千円があった一方で、税引前四半期純利益174,902千円、ポイント引当金の増加33,447千円があつたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動により使用した資金は34,089千円となりました。これは主に、有形・無形固定資産の取得による支出12,905千円、敷金及び差入保証金の差入による支出18,169千円があつたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動により得られた資金は52,278千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出87,722千円があった一方で、長期借入れによる収入140,000千円があつたことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第9期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	前年同期比 (%)	第10期第2四半期 累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
ポイントメディア事業（千円）	1,161,960	200.4	1,179,881
HRメディア事業（千円）	10,026	405.7	14,822
合計（千円）	1,171,986	201.3	1,194,704

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第8期事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第9期事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第10期第2四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社アドウェイズ	175,639	30.2	374,938	32.0	339,756	28.4
グリー株式会社	24,545	4.2	129,488	11.0	—	—
株式会社D2C	—	—	75,717	6.5	180,431	15.1
株式会社ハングアウト	70,132	12.0	33,672	2.9	8,772	0.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) 自社メディアの強化

当社の運営する「モッピー」「モバトク通帳」「モッピージョブ」の各メディアが長期にわたって持続的に競争力を獲得していくためには、メディアの利用価値を高めることを通じてユーザー数の拡大を図るだけではなく、メディア相互を連携させながら効率的に運営していくことも重要であると考えております。

メディア力強化に直結するユーザー数の拡大については、従来より実施している費用対効果の高い広告出稿や既存会員による友達紹介だけではなく、webマーケティング技術を駆使した新たな集客手法にも積極的に挑戦してまいります。

(2) 知名度の向上

当社は、自社メディアの利用拡大と企業価値の向上を実現するためには、これらメディアの継続的な改良によりユーザーや広告主の認知を高めることでサービスブランドの確立を図るだけではなく、サービスを提供する当社の知名度も高めていくことが重要であると考えております。

他社との提携や優秀な人材の獲得等を有利に進めるためにも、当社では、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

(3) 人材の確保と育成

当社は、事業環境の変化に対応するため、優秀な人材の採用と継続的な育成が重要な課題であると認識しております。特に、webディレクター、システムエンジニア、webデザイナーといったメディア運営に不可欠な人材を事業規模の拡大に合わせて適時に確保し、それら人材を有機的に連携させることで新たな価値を生み出し、他社との差別化を図って行く方針であります。

これまで当社は業務遂行上必要最低限の人数での組織運営を行ってまいりましたが、今後、環境の変化に対応しつつ事業規模を一層拡大するためには、メディアを支える優秀な人材の採用と育成が不可欠であると考えております。

(4) 技術革新や事業環境の変化への対応

当社が事業を営んでいるインターネット関連市場は技術革新のスピードが速く、また、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードの早い環境となっております。近時では、携帯端末市場においてフィーチャーフォン端末に代わりスマートフォン端末が急速に普及するといった当社事業への影響の大きな環境変化も見られております。当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、メディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大していくよう、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築することが重要であると考えております。

(5) サイトの安全性強化の取組み

各種インターネットサービスの普及につれて、サイトの安全性維持に対する社会的な要請は一層高まりを見せております。当社は、自社メディアにおいて現金や電子マネーに交換可能なポイントをユーザーに付与している立場であり、ユーザーが安心して利用できるようにサイトの安全性を継続的に強化していくことが重要であると考えております。

(6) システムの安定化

当社の主要事業であるポイントメディア事業においては、全ユーザーのポイントの加減算を記録する等、システム負荷の高いサービスとなっていることから、サービス提供に関するシステム稼働の安定化が重要な経営課題であると認識しております。また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、それら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な設備投資を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

(7) 内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令順守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により実効性を確保してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要がありますと考えております。

また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) インターネット関連市場について

当社はスマートフォンメディア事業を主力事業としておりますが、当社事業の発展のためには、インターネット利用者数の増加や関連市場の拡大が必要であると考えております。また、平成25年12月末において、携帯電話端末契約台数に占めるスマートフォンの割合が44.5%と前年の37.2%から大幅に上昇しており、今後も継続的に上昇することが予想されております（株式会社MM総研発表資料より）。

しかしながら、広告を閲覧するデバイスの多様化が進む中、当社が事業環境の変化に適切に対応できなかつた場合、または、新たな法的規制の導入等の予期せぬ原因によりインターネット関連市場の成長が鈍化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) スマートフォン広告市場について

国内のスマートフォン広告市場の規模については、平成25年で1,652億円と前年比193.0%と高水準で成長しており、今後も継続的に拡大することが見込まれています（株式会社CyberZ／株式会社シード・プランニング発表資料より）。

しかしながら、インターネット広告市場は変化のスピードが早く、景気動向や広告主の広告出稿戦略にも大きな影響を受ける構造となっております。また、広告主の費用対効果に対する要求も厳しくなってきております。当社がそのような変化に適切に対応できなかつた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新等について

当社が事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、インターネット関連事業の運営者はその変化に柔軟に対応する必要があります。近時でも、技術革新を背景に、携帯端末市場においてフィーチャーフォン端末に代わりスマートフォン端末が急速に普及し始め、様々な企業が当該変化への対応を迫られるという事象が発生しております。当社においても、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけではなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

しかしながら、当社が技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ポイントメディア事業への依存について

当社のポイントメディア事業における収益構造の特徴として、アフィリエイト広告売上が大半を占めている状況であります。当社は、ポイントをインセンティブにインターネット上でのユーザーアクションを促進させるという観点から新たな収益源を常に模索し、事業の拡大と安定化に取り組んでまいります。

しかしながら、経済環境の変化等の予期せぬ事象の発生によりポイントメディア事業の収益性が悪化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)他社との競合について

当社はスマートフォンメディア事業を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては多くの企業が事業展開をしております。中でもポイントメディア事業は参入障壁が低く、競合が激しい状況にあります。当社は、最適なユーザビリティを追及したサイトの構築、登録会員の訪問頻度向上を目指した特色あるサービスやコンテンツの提供、メディア利用時の安全性の確保やカスタマーサポートの充実等に取り組み、競争力の向上を図っております。

しかしながら、当社と同様のサービスを展開する企業等との競合激化や、十分な差別化が図られなかつた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6)メディア運営ノウハウの流出について

当社のスマートフォンメディア事業においては、扱う広告の掲載順位やメディア内での表示位置、インセンティブとして付与するポイントの売上に対する付与率等をどのようにコントロールするかといったメディア運営に関するノウハウが蓄積され、競合他社との差別化要因となっております。また、当社の事業の成否は、メディア運営、システム開発、webデザイン、管理等の各分野に精通した人材とインターネットビジネスに最適化された組織体制に大きく依存しています。

しかしながら、人材需要が急増するインターネット関連分野において人材獲得競争が激化し、在職している従業員が流出した場合には、メディア運営ノウハウの流出や組織体制のバランスが崩れ効率的な運営ができないこと等が想定され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)システムの安定性について

当社の運営するメディアはシステム負荷の高いサービスとなっていることから、システムの安定的な稼動が当社の業務遂行上必要不可欠な事項となっております。そのため、当社では継続的な設備投資を実施するだけではなく、サービスで使用するサーバー設備やネットワークを常時監視し、障害の兆候が見られた場合にはシステム本部所属の役職員に対し自動でメールが送信される等、システム障害の発生を未然に防ぐことに努めております。

しかしながら、アクセスの急増、ソフトウェアの不備、コンピューターウィルスや人的な破壊行為、役職員の過誤、自然災害等、当社の想定していない事象の発生によるサービスの停止により収益機会の喪失を招く恐れがあります。このような事態が発生した場合には当社が社会的信用を失うこと等が想定され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8)不正アクセスについて

当社の主力事業であるポイントメディア事業において現金や電子マネーに交換可能なポイントを発行していることから、当該ポイントを不正に取得することを目的とした悪意の第三者によるシステムへの不正アクセス等を受け可能があります。当社では、サービスを提供するシステムや社内情報システム等に対して適切なセキュリティ対策を実施したうえで監視体制を強化しております。また、適宜、外部のシステム評価会社を活用し、システムの安全性を確認しております。

しかしながら、不正アクセスによるシステムへの侵入が発生し、登録会員の個人情報やポイントデータ等の重要なデータが消去または不正に入手される可能性は否定できません。このような事態が発生した場合には損害賠償請求を受ける可能性や社会的信用を失うこと等が想定され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) HRメディア事業における不正行為について

HRメディア事業では、求人広告主とユーザーから採用に関する適切な申告を受けることを前提にサービスが設計されております。当該事業では求人広告の出稿やユーザーのサイト利用は無料とし、採用課金型で掲載料を獲得していますが、当該掲載料が発生する条件を満たしているにも関わらず採用の事実を隠ぺいすることで掲載料の支払いを回避する等の不正行為が発生する可能性があります。

当社では、このような不正行為に対して、システム面の防止策を導入するだけではなく、申告内容の確認の徹底、利用規約において禁止である旨の明示、違約金の徴収等の対策をとっております。

しかしながら、これら不正防止策が有効に機能しなかった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 法的規制について

当社が運営しているサービスは「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「消費者契約法」等の法規制を受けております。当社はメディア運営にあたり、これら法令に抵触することが無いよう、一般社団法人インターネット広告推進協議会の定める広告ガイドラインに準拠した広告掲載基準を設け、それに従った審査を実施するだけではなく、従業員教育等を徹底するとともに法令順守体制の構築と強化を図っております。

しかしながら、これら法令の改正や新たな法令の制定、想定外の事態の発生等により当社の展開する事業が法令に抵触した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、専門家と連携を取り調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、損害賠償請求や使用差止請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報保護について

当社では、モッピーにおいて付与したポイントを現金と交換する際に預金口座情報等の個人情報を取得しております。また、モッピーポイントにおいては求人広告への応募者の氏名等の個人情報を取得しております。そのため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課せられております。

個人情報の取得の際には利用目的を明示し、その範囲内でのみ利用するとともに、個人情報の管理につきましても、社内でのアクセス権限の設定、アクセスログの保存、外部データセンターでの情報管理、個人情報管理に関する規程の整備を行っております。さらに、役員及び従業員を対象とした社内研修等を通じて関連ルールの存在を周知徹底し、意識の向上を図ることで関連ルールの順守に努めております。

なお、体制構築の一環として平成21年3月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会より、プライバシーマークの付与を受けております。

しかしながら、外部からの不正アクセス、社内管理体制の瑕疵、その他想定外の事態の発生により個人情報が社外に流出した場合、損害賠償請求を受ける可能性や当社の社会的信用を失うこと等が想定され、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である都木聰は、当社設立以来代表取締役社長であり、インターネット業界に関する豊富な知識と経験を有しており、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。当社は、特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社における業務執行が困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)組織が少人数編成であることについて

当社は業務執行上必要最低限の人数での組織編成となっております。また、今後は事業の拡大に応じて人材の確保及び育成を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。

しかしながら、これらの施策が適時適切に遂行されなかつた場合、または、従業員の予期せぬ退職があつた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)人材の確保及び育成について

当社の事業においては、今後の事業拡大や新規事業の展開に伴い、技術者をはじめメディア運営に不可欠な人材を適時に確保し、それら人材を育成のうえ有機的に連携させる必要があると考えております。

しかしながら、当社の必要とする人材が必要な時期に確保できない場合、または、人材育成が計画通り進まなかつた場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)内部管理体制について

当社は今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針でありますが、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17)新事業立ち上げに伴うリスクについて

当社は事業規模の拡大と収益源の多様化を図るため、積極的に新規事業の立ち上げに取り組んでいく方針であります。

しかしながら、新規事業においては、採算性に不透明な点が多く結果的に当初予想した収益が得られない可能性があること、安定した収益を生み出すまでにある程度の時間を要する可能性があること等が予想され、新規事業に取り組んだ結果、利益率の低下等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)M&A及び資本業務提携による事業拡大について

当社はスマートフォンメディア事業を主力事業としておりますが、当事業におけるメディア力の強化や新たな事業領域への進出において、M&A及び資本業務提携は有効な手段の1つであると考えております。M&A等の実施に際しては、外部専門家の協力を仰ぎながら対象企業に対する詳細なデューデリジェンスを実施し、様々なリスクの低減を図る方針であります。

しかしながら、このようなプロジェクトは当初の予定通り進捗できる保証はないうえ、各種調査で確認できなかつた事項がM&A等の実施後に明らかになる場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(19)配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、現在当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではあります、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(20)資金使途について

今回当社が計画する公募増資による調達資金の使途につきましては、ポイントメディア事業における会員獲得費用、サービスで利用するサーバー等の設備投資資金及び事業の拡大のために必要な人材の採用教育費等に充当する予定です。

しかしながら、インターネット関連市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性もあります。また、計画通りに資金を使用したとしても、期待通りの効果を上げられない可能性があります。そのような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、合理的に判断して行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2)財政状態の分析

第9期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

(資産)

当事業年度末における総資産残高は854,167千円となり、前事業年度末に比べ456,364千円増加しました。これは主に未収還付法人税等が16,506千円減少した一方で、現金及び預金が96,707千円、売掛金が167,296千円、貯蔵品が39,686千円、のれんが143,744千円増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における負債残高は613,659千円となり、前事業年度末に比べ366,243千円増加しました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が42,648千円、未払法人税等が73,003千円、ポイント引当金が83,368千円、長期借入金が131,444千円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産残高は240,508千円となり、前事業年度末に比べ90,121千円増加しました。これは当期純利益の増加に伴い利益剰余金が90,121千円増加したことによるものであります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産残高は1,058,327千円となり、前事業年度末に比べ204,160千円増加しました。これは主に貯蔵品が11,862千円、前渡金が9,282千円減少した一方で、現金及び預金が91,316千円、売掛金が113,310千円、敷金及び保証金が20,169千円増加したことによるものです。

(負債)

当第2四半期会計期間末における総負債残高は719,516千円となり、前事業年度末に比べ105,856千円増加しました。これは主に未払消費税等が12,374千円、ポイント引当金が33,447千円、長期借入金が46,806千円増加したことによるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産残高は338,811千円となり、前事業年度末に比べ98,303千円増加しました。これは四半期純利益の増加に伴い利益剰余金が98,303千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第9期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は1,171,986千円となり、前年同期と比べ589,812千円増加しました。これは主にスマートフォン広告市場の急速な立ち上がりとPC版モッピーのサイト及び運営手法の改善によるものです。

(売上原価)

当事業年度の売上原価は、730,457千円となり、前年同期と比べ382,090千円増加しました。これは主に売上高の拡大に伴うポイント原価の増加と将来のポイント使用に備えたポイント引当金繰入額の増加によるものです。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は284,533千円となり、前年同期と比べ45,840千円増加しました。これは主に人員増に伴う人件費の増加とポイントメディアにおける会員獲得のための広告宣伝費の増加によるものです。

この結果、営業利益は156,995千円となり、前年同期と比べて161,882千円増加しました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損益)

当事業年度の営業外収益は64千円となりました。これは主に受取利息によるものです。

当事業年度の営業外費用は2,763千円となりました。これは主に株式公開費用によるものです。

この結果、経常利益は154,296千円となり、前年同期と比べて159,896千円増加しました。

(特別利益、特別損失及び当期純損益)

当事業年度における特別利益、特別損失の計上はなかったため、税引前当期純利益は154,296千円となり、法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は64,175千円となりました。

以上の結果、当期純利益は90,121千円となり、前年同期と比べて100,276千円増加しました。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は1,194,704千円となりました。これは主にポイントメディアにおいてスマートフォン版及びPC版の登録会員数が増加したこと、並びに、ポイントメディア運用ノウハウの蓄積によるものです。

(売上原価)

当第2四半期累計期間の売上原価は、716,293千円となりました。これは主にポイント原価と将来のポイント使用に備えたポイント引当金繰入額によるものです。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は297,969千円となりました。これは主に人件費とポイントメディアにおける会員獲得のための広告宣伝費によるものです。

この結果、営業利益は180,441千円となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損益)

当第2四半期累計期間の営業外収益は29千円となりました。これは主に受取利息によるものです。

当第2四半期累計期間の営業外費用は3,854千円となりました。これは主に株式公開費用によるものです。

この結果、経常利益は176,616千円となりました。

(特別利益、特別損失及び四半期純損益)

当第2四半期累計期間における特別損失は1,714千円であり、税引前四半期純利益は174,902千円となりました。

また、法人税、住民税及び事業税（法人税等調整額を含む）は76,598千円となりました。

以上の結果、四半期純利益は98,303千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は設立以来、ポイントメディア「モッピー」を展開してまいりました。携帯電話端末市場において総契約台数に占めるスマートフォンの割合が継続的に増加している中、モッピーにおいてもスマートフォン版が事業の主軸となっております。平成25年12月には、スマートフォンにおいてポイントメディアを展開する「モバトク通帳」の事業を譲り受け、モッピーと並ぶ主力メディアとして運営しております。

インターネット広告市場の中でも特にスマートフォン広告市場は急速に拡大しておりますが、一方で広告主の費用対効果に関する要求は一層厳しくなってきております。登録会員数の増加及び登録会員のアクティブ率向上により、広告効果の高いメディアとして利用価値を向上させることが重要な課題と認識しております。

また、平成22年度より収益源の多様化の為、HRメディア「モッピージョブ」を開始しております。モッピージョブに関してはまだ立ち上げ段階にあり、事業の早期収益化を目指していく所存であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は「インターネットマーケティングを通じて豊かな世界を実現する」という企業理念のもと、「自社の運営するメディアの利用価値を最大化する」というミッションを実現することを目指して事業を展開しております。

当社がこの企業理念のもとに、長期的な競争力を維持し更なる向上を図るために、経営者は「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に、不断の努力を継続していくことが必要であると認識しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

当事業年度の設備投資等の総額は、25,592千円であります。その主な内容は、ソフトウェアの開発13,188千円、コンピューター及びサーバー等の増設10,314千円であります。

第10期第2四半期累計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

当第2四半期累計期間の設備投資等の総額は、12,694千円であります。その主な内容は、ソフトウェアの開発4,144千円、コンピューター及びサーバー等の増設6,069千円であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成25年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	—	本社機能	2,437	13,824	31,704	47,966	31 (4)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社の建物を賃借しております。年間賃借料は24,672千円であります。
4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
5. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成26年8月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定期	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都港区)	オフィス移転費用	120,000	—	増資資金	平成27年2月	平成27年3月	—
本社 (東京都港区)	システム投資資金	32,486	20,486	増資資金	平成26年10月	平成26年12月	—
本社 (東京都港区)	システム投資資金	46,000	—	増資資金	平成27年1月	平成27年12月	—
本社 (東京都港区)	システム投資資金	39,000	—	増資資金	平成28年1月	平成28年12月	—

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載していません。
3. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

(注) 1. 平成25年5月17日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月11日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は990,000株増加し、1,000,000株となっております。

2. 平成26年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成26年6月19日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は99,000,000株増加し、100,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,290,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 2
計	4,290,000	—	—

(注) 1. 平成25年5月17日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月11日付で1株を100株に分割いたしました。これにより株式数は42,471株増加し、発行済株式数は42,900株となっております。

2. 当社は、平成26年5月23日開催の取締役会決議により、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は4,247,100株増加し、4,290,000株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年6月28日臨時株主総会決議に基づく平成25年7月5日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,500	1,450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	50	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	1,500 (注) 1	145,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18,000 (注) 2	180 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月9日 至 平成35年6月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18,000 資本組入額 9,000	発行価格 180 (注) 5 資本組入額 90 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末（平成25年12月31日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年8月31日）は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③当社の普通株式がいづれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社は、当社が会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権者を一定の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。

5. 当社は、平成26年5月23日開催の取締役会決議により、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成25年6月28日臨時株主総会決議に基づく平成25年12月27日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年8月31日)
新株予約権の数(個)	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(個)	500 (注) 1	50,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18,000 (注) 2	180 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月31日 至 平成35年6月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18,000 資本組入額 9,000	発行価格 180 (注) 5 資本組入額 90 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末（平成25年12月31日）は1株、提出日の前月末現在（平成26年8月31日）は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が吸收合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

③当社の普通株式がいざれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社は、当社が会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権者を一定の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。

5. 当社は、平成26年5月23日開催の取締役会決議により、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年11月27日 (注) 1.	44	429	39,600	109,600	39,600	94,600
平成23年3月27日 (注) 2.	—	429	△29,600	80,000	△74,600	20,000
平成25年6月11日 (注) 3.	42,471	42,900	—	80,000	—	20,000
平成26年6月19日 (注) 4.	4,247,100	4,290,000	—	80,000	—	20,000

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 1,800千円

資本組入額 900千円

割当先 SBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合35株

SBI・NEOテクノロジーA投資事業有限責任組合8株

SBI・NEOテクノロジーB投資事業有限責任組合1株

2. 欠損填補のための資本金及び資本準備金の取崩

3. 株式分割 (1:100) によるものであります。

4. 株式分割 (1:100) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成26年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	7	—	—	7	14	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	24,800	—	—	18,100	42,900	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	57.81	—	—	42.19	100	—

(注) 1. 自己株式550,000株は、「個人その他」に5,500単元含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 550,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,740,000	37,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,290,000	—	—
総株主の議決権	—	37,400	—

② 【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セレス	東京都港区北青山 三丁目6番16号	550,000	—	550,000	12.82
計	—	550,000	—	550,000	12.82

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年7月5日取締役会決議）

決議年月日	平成25年7月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社従業員4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職により減少し、当社取締役3名、当社従業員3名であります。

第2回新株予約権（平成25年12月27日取締役会決議）

決議年月日	平成25年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社従業員5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	5,500	—	550,000	—

- (注) 1. 平成25年5月17日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月11日付で1株を100株に分割いたしました。
これにより株式数は42,471株増加し、発行済株式数は42,900株となっております。
2. 平成26年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成26年6月19日付で1株を100株に分割いたしました。
これにより株式数は4,247,100株増加し、発行済株式数は4,290,000株となっております。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を検討していく方針であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。また、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、そのほか取締役会での決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、期末配当の決定機関については株主総会としております。

第9期事業年度につきましては、将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図るため、配当を実施しないことといたしました。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	都木 聰	昭和46年11月 9日	平成6年4月 平成12年2月 平成15年1月 平成17年1月	野村證券株式会社入社 株式会社サイバーエージェント入社 有限会社ジユノー・アンド・カンパニー設立 取締役就任（現任） 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	(注)3	220,000
取締役副社長	メディア本部長	野崎 哲也	昭和52年3月 14日	平成17年12月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年3月 平成24年3月	株式会社インターナースベース入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任 当社取締役副社長 兼 メディア本部長就任（現任）	(注)3	50,000
取締役	求人広告事業本部長	高橋 秀明	昭和49年5月 30日	平成11年8月 平成15年8月 平成17年1月 平成22年4月	株式会社サイバーエージェント入社 株式会社トライフィックゲート（現リンクシェア・ジャパン株式会社）入社 当社設立 取締役就任 当社取締役求人広告事業本部長就任（現任）	(注)3	450,000
取締役	管理本部長	小林 保裕	昭和46年1月 18日	平成6年4月 平成16年7月 平成18年10月	第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 当社取締役管理本部長就任（現任）	(注)3	100,000
取締役	システム本部長	高岸 博史	昭和52年12月 29日	平成13年4月 平成22年2月 平成24年3月 平成26年3月	富士ソフトABC株式会社（現富士ソフト株式会社）入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役システム本部長就任（現任）	(注)3	—
取締役	—	畠 慎也 (注) 1	昭和46年3月 26日	平成7年4月 平成9年5月 平成9年8月 平成17年4月 平成17年8月 平成26年3月	株式会社ジャストシステム入社 松下電工株式会社入社 サイボウズ株式会社設立 取締役副社長就任 同社取締役就任（現任） サイボウズ・ラボ株式会社代表取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)3	—
常勤監査役	—	谷地館 望	昭和46年9月 14日	平成8年4月 平成11年9月 平成14年7月 平成22年3月	MonitorGroup（現Monitor Deloitte）入社 株式会社サイバーエージェント常勤監査役就任 有限会社アレス・アンド・マーキュリー取締役就任 当社監査役就任（現任）	(注)4	220,000
監査役	—	高橋 由人 (注) 2	昭和15年3月 9日	昭和37年4月 昭和60年12月 平成元年6月 平成3年6月 平成6年6月 平成8年6月 平成12年7月 平成12年10月 平成19年8月	野村證券株式会社入社 株式会社野村総合研究所取締役就任 株式会社野村総合研究所常務取締役就任 株式会社野村総合研究所専務取締役就任 株式会社野村総合研究所取締役副社長就任 株式会社野村総合研究所顧問就任 財団法人野村マネジメントスクール学長就任 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問就任（現任） 株式会社ネットプライス（現株式会社ネットプライスドットコム）監査役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	上杉 昌隆 (注) 2	昭和40年7月31日	平成7年4月 平成11年4月 平成12年9月 平成15年6月 平成25年11月	弁護士登録（東京弁護士会） 江守・川森法律事務所入所 上杉法律事務所開設 アムレック法律会計事務所（現霞 が関法律会計事務所）共同経営者 就任（現任） デジタルアーツ株式会社監査役就 任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注)4	—
計							1,040,000

(注) 1. 取締役 畑慎也は、社外取締役であります。

2. 監査役 高橋由人及び上杉昌隆は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成26年6月20日開催の臨時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成26年6月20日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業環境が刻々と変化するインターネット業界に属することから、経営の機動性、透明性及び健全性を高めることが重要であると認識しております。

経営の機動性、透明性及び健全性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスを強化し、各ステークホルダーと良好な関係を築いていくことが企業価値の最大化に繋がることから、経営上の最重要課題であると位置づけております。

具体的には、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること等が重要であると考えております。

当社は、事業環境が刻々と変化するインターネット業界において企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置づけています。

②企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

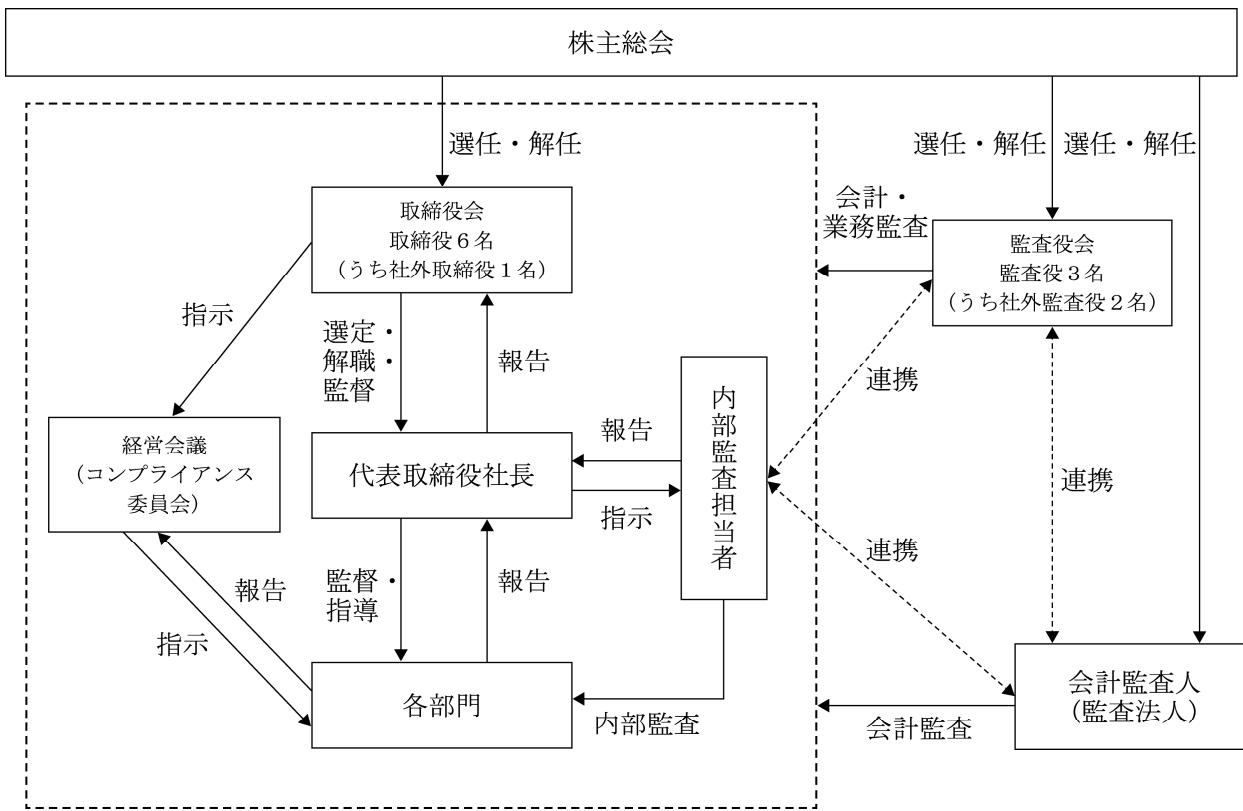
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。社外監査役は適宜取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で監査・監督を実施しております。

また、当社では週1回、原則として常勤取締役及び各部署の責任者が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、職務権限規程及び経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。各部門の業務の執行状況が報告され、情報を共有しつつ、十分な議論を行っております。

なお、経営会議はコンプライアンス規程で定めるコンプライアンス委員会としての役割も担っております。コンプライアンス委員会は、万一リスクが発生した場合に、当社が被る損害を最小限にとどめることを目的とし、コンプライアンス遵守に関する方針・施策の策定、展開、および、管理状況の確認等を行っております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりとなります。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を制定し、役職員はこれを遵守することを徹底しております。

また、コンプライアンス担当部署として管理本部は、コンプライアンス委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築しております。

加えて、役職員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査担当を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を取締役会が有し、特別リスク検討シートに基づき多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理部門として管理本部が活動を統括し、経営会議内において情報を共有しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。

また、取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達しております。

なお、日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委

譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備しております。

e 当社における業務の適正を確保するための体制

経営理念を社内で共有し、足並みの揃った企業価値向上と業務の適正性を確保しております。また、内部監査による業務監査により、当社の業務全般にわたる適正性を維持する体制を整備しております。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保するような体制としております。また、当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないようにすることとしております。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に従い、必要な報告や情報提供を行うこととしております。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当は、監査役と定期的に意見交換を行う機会を持つこととしております。また、監査役は取締役会に参加するとともに、必要に応じて経営会議等の社内会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。

なお、監査役会は会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性と効率性を高めております。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理については、必要に応じて取締役会で討議しております。諸法規等へのコンプライアンスに関しては、外部専門家との適切なコミュニケーションにより、その確保に努めております。また、メディア本部が顧客の声やクレーム等を集約し、リスクの重要度と発生可能性を把握、測定し、各部門が参加したうえで十分検討し、経営に反映させております。

③内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

イ. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の組織として、経営企画室の内部監査担当者が行っております。内部監査担当者は事業年度末に内部監査計画を作成し、翌事業年度に計画に基づいて実施しております。なお、経営企画室に対する監査は管理本部が、管理本部に対する監査はメディア本部が実施し、所属部門の監査を実施せず実効性を高めるようにしております。また、監査の結果は代表取締役社長及び被監査部門に報告しております。

監査役監査につきましては、事業年度末に監査役監査計画を作成し、翌事業年度に計画に基づいて実施しております。監査役は、取締役会への出席や実地監査・意見聴取等を隨時行っております。

ロ. 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けております。なお、業務を執行した社員の氏名は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 小島洋太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 小林弘幸

(注) 繼続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 2名

ハ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役及び内部監査担当者は、隨時連携を取り情報交換等を行っております。また、会計監査人と監査役が随時連携するとともに、期末監査以外の時期においても必要に応じて会合を開催し意見交換を行うなどし、適正な監査が実施できる環境を整備しております。

④社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外取締役 1名と社外監査役 2名を選任しております。

社外取締役の畠 慎也は、サイボウズ・ラボ株式会社の代表取締役を兼務しております。豊富な経験を活かし、当社の経営に関して適切な助言を行えるものと認識しております。

社外監査役の高橋 由人は、株式会社ネットプライスドットコムの監査役を兼務しております。上場会社の監査役としての豊富な経験を活かし、当社の監査体制の充実に努めております。

社外監査役の上杉 昌隆は、弁護士としての専門知識・経験等を活かして、当社の監査体制の充実に努めています。

社外取締役及び社外監査役を選任する為の独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、資本的関係、人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

⑤役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	40,380	40,380	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	—	—	1
社外役員	100	100	—	—	1

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。

⑥取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑦取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

⑨社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の状況

当社と、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額のいずれか高い額とするものであります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑩会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の客足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫中間配当

当社は、株主への利益還元機会の充実を図るため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
6,200	—	6,500	1,260

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、財務報告に係る内部統制整備に関する助言・指導業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数・内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1)当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)及び当事業年度(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2)当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応出来る体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	176,045	272,752
売掛金	104,214	271,510
貯蔵品	8,221	47,907
前渡金	18,604	19,487
前払費用	3,972	4,866
繰延税金資産	—	6,942
未収入金	13,040	13,040
未収還付法人税等	16,506	—
その他	48	452
貸倒引当金	—	△7
流動資産合計	340,654	636,952
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	7,183	7,295
減価償却累計額	△4,132	△4,858
建物附属設備（純額）	3,051	2,437
工具、器具及び備品	16,317	27,790
減価償却累計額	△10,785	△13,965
工具、器具及び備品（純額）	5,532	13,824
有形固定資産合計	8,583	16,262
無形固定資産		
のれん	—	143,744
商標権	217	173
ソフトウエア	25,613	31,704
ソフトウエア仮勘定	—	679
その他	1,446	1,446
無形固定資産合計	27,278	177,747
投資その他の資産		
長期前払費用	2,192	1,060
敷金及び保証金	19,094	22,144
投資その他の資産合計	21,287	23,205
固定資産合計	57,148	217,215
資産合計	397,802	854,167

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,571	8,013
短期借入金	5,835	—
1年内返済予定の長期借入金	16,524	59,172
未払金	11,661	30,786
未払費用	4,099	8,071
未払法人税等	—	73,003
未払消費税等	42,469	56,969
繰延税金負債	1,432	—
預り金	2,423	3,436
ポイント引当金	119,680	203,048
その他	3	0
流動負債合計	207,701	442,501
固定負債		
長期借入金	38,066	169,510
その他	1,648	1,648
固定負債合計	39,714	171,158
負債合計	247,415	613,659
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
資本剰余金		
資本準備金	20,000	20,000
その他資本剰余金	24,937	24,937
資本剰余金合計	44,937	44,937
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	45,435	135,557
利益剰余金合計	45,435	135,557
自己株式		
△株主資本合計	△19,985	△19,985
株主資本合計	150,387	240,508
純資産合計	150,387	240,508
負債純資産合計	397,802	854,167

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

		当第2四半期会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		364,069
売掛金		384,821
貯蔵品		36,045
その他		56,109
貸倒引当金		△7
流動資産合計		<u>841,037</u>
固定資産		
有形固定資産		20,251
無形固定資産		
のれん		136,496
その他		<u>32,667</u>
無形固定資産合計		<u>169,163</u>
投資その他の資産		<u>27,874</u>
固定資産合計		<u>217,289</u>
資産合計		<u>1,058,327</u>
負債の部		
流動負債		
買掛金		12,364
1年内返済予定の長期借入金		64,644
未払法人税等		76,213
未払消費税等		69,343
ポイント引当金		236,496
その他		<u>44,137</u>
流動負債合計		<u>503,200</u>
固定負債		
長期借入金		216,316
固定負債合計		<u>216,316</u>
負債合計		<u>719,516</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		80,000
資本剰余金		44,937
利益剰余金		233,860
自己株式		△19,985
株主資本合計		<u>338,811</u>
純資産合計		<u>338,811</u>
負債純資産合計		<u>1,058,327</u>

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	582,173	1,171,986
売上原価	348,366	730,457
売上総利益	233,806	441,529
販売費及び一般管理費	※1 238,693	※1 284,533
営業利益又は営業損失（△）	△4,886	156,995
営業外収益		
受取利息	40	34
その他	54	29
営業外収益合計	95	64
営業外費用		
支払利息	806	1,235
株式公開費用	—	1,500
その他	2	28
営業外費用合計	808	2,763
経常利益又は経常損失（△）	△5,600	154,296
特別損失		
固定資産除却損	※2 2,832	—
特別損失合計	2,832	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△8,432	154,296
法人税、住民税及び事業税	290	72,550
法人税等調整額	1,432	△8,374
法人税等合計	1,722	64,175
当期純利益又は当期純損失（△）	△10,155	90,121

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		15,034	4.3	20,735	2.8
II 経費	※1	333,332	95.7	709,722	97.2
売上原価		348,366	100.0	730,457	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ポイント原価	304,678	652,760
ポイント引当金繰入額	15,473	39,716

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
売上高	1,194,704
売上原価	716,293
売上総利益	478,411
販売費及び一般管理費	※1 297,969
営業利益	180,441
営業外収益	
受取利息	23
その他	6
営業外収益合計	29
営業外費用	
支払利息	1,354
株式公開費用	2,500
その他	0
営業外費用合計	3,854
経常利益	176,616
特別損失	
減損損失	1,714
特別損失合計	1,714
税引前四半期純利益	174,902
法人税、住民税及び事業税	76,213
法人税等調整額	385
法人税等合計	76,598
四半期純利益	98,303

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	80,000	20,000	24,937	44,937
当期変動額				
当期純損失(△)	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	80,000	20,000	24,937	44,937

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	55,591	55,591	△14,415	166,112	166,112	
当期変動額						
当期純損失(△)	△10,155	△10,155	—	△10,155	△10,155	
自己株式の取得	—	—	△5,570	△5,570	△5,570	
当期変動額合計	△10,155	△10,155	△5,570	△15,725	△15,725	
当期末残高	45,435	45,435	△19,985	150,387	150,387	

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金合計
	資本準備金	その他資本剰余金		
当期首残高	80,000	20,000	24,937	44,937
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	80,000	20,000	24,937	44,937

(単位 : 千円)

	株主資本				純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	45,435	45,435	△19,985	150,387	150,387	
当期変動額						
当期純利益	90,121	90,121	—	90,121	90,121	
当期変動額合計	90,121	90,121	—	90,121	90,121	
当期末残高	135,557	135,557	△19,985	240,508	240,508	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△8,432	154,296
減価償却費	9,991	11,378
のれん償却額	—	1,207
ポイント引当金の増減額（△は減少）	15,473	39,716
受取利息	△40	△34
支払利息	806	1,235
固定資産除却損	2,832	—
売上債権の増減額（△は増加）	△4,363	△167,296
貯蔵品の増減額（△は増加）	△5,068	△39,686
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,808	4,441
未払金の増減額（△は減少）	2,233	19,125
未払消費税等の増減額（△は減少）	9,207	14,499
その他	△3,575	4,182
小計	17,256	43,065
利息の受取額	40	34
利息の支払額	△806	△1,286
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△38,173	16,960
営業活動によるキャッシュ・フロー	△21,683	58,774
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,358	△12,403
無形固定資産の取得による支出	△26,893	△13,407
事業譲受による支出	—	※2 △101,300
差入保証金の差入による支出	—	△3,050
その他	△2,209	△162
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,461	△130,324
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（△は減少）	5,835	△5,835
長期借入れによる収入	20,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△12,084	△25,908
自己株式の取得による支出	△5,570	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,181	168,257
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△46,964	96,707
現金及び現金同等物の期首残高	223,009	176,045
現金及び現金同等物の期末残高	※1 176,045	※1 272,752

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	174,902
減価償却費	9,035
減損損失	1,714
のれん償却額	7,247
ポイント引当金の増減額（△は減少）	33,447
受取利息	△23
支払利息	1,354
売上債権の増減額（△は増加）	△113,310
貯蔵品の増減額（△は増加）	11,862
仕入債務の増減額（△は減少）	4,351
未払金の増減額（△は減少）	△525
未払消費税等の増減額（△は減少）	12,374
その他	5,140
小計	147,570
利息の受取額	23
利息の支払額	△1,462
法人税等の支払額	△73,003
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,128
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△8,550
無形固定資産の取得による支出	△4,355
敷金及び保証金の差入による支出	△18,169
その他	△3,014
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,089
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	140,000
長期借入金の返済による支出	△87,722
財務活動によるキャッシュ・フロー	52,278
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	91,316
現金及び現金同等物の期首残高	272,752
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 364,069

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 5～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 2～5年（社内における見込利用可能期間）

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) ポイント引当金

会員の将来のポイント行使による支出に備えるため、サービス開始以降付与したポイントの累計に対し利用実績率に基づき算出した、翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしかし負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 5～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん 10年

自社利用のソフトウェア 2～5年（社内における見込利用可能期間）

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

会員の将来のポイント行使による支出に備えるため、サービス開始以降付与したポイントの累計に対し利用実績率に基づき算出した、翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

貸借対照表日後に株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、当該影響額については「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
当座貸越極度額	一千円	30,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	一千円	30,000千円

(損益計算書関係)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20.5%、当事業年度20.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79.5%、当事業年度79.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
役員報酬	44,385千円	44,080千円
給与手当	61,553千円	70,854千円
法定福利費	14,867千円	15,858千円
広告宣伝費	33,451千円	51,312千円
販売手数料	15,448千円	8,185千円
支払手数料	12,259千円	17,749千円
減価償却費	4,329千円	3,306千円
地代家賃	15,278千円	20,344千円
貸倒引当金繰入額	一千円	7千円

※2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
ソフトウェア	2,814千円	一千円
ソフトウェア仮勘定	17千円	一千円
合計	2,832千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	429	—	—	429

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	45	10	—	55

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加10株は、平成24年3月30日開催の当社取締役会決議に基づく取得によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	429	42,471	—	42,900

(変動事由の概要)

平成25年6月11日付で1株を100株に分割したことによる増加であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	55	5,445	—	5,500

(変動事由の概要)

平成25年6月11日付で1株を100株に分割したことによる増加であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金	176,045千円	272,752千円
現金及び現金同等物	176,045千円	272,752千円

※2. 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

のれん	144,952千円
流動負債	△43,652千円
事業譲受による支出	101,300千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金は自己資金の充当及び銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規定に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に相手先の信用状態の検証を行うとともに、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、流動性のリスクに晒されております。当該リスクに関しては、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	176,045	176,045	—
(2) 売掛金	104,214	104,214	—
(3) 未収入金	13,040	13,040	—
(4) 未収還付法人税等	16,506	16,506	—
(5) 敷金及び保証金(*1)	14,094	14,067	△26
資産計	323,901	323,874	△26
(1) 買掛金	3,571	3,571	—
(2) 短期借入金	5,835	5,835	—
(3) 未払金	11,661	11,661	—
(4) 未払消費税等	42,469	42,469	—
(5) 預り金	2,423	2,423	—
(6) 長期借入金(*2)	54,590	54,590	—
負債計	120,551	120,551	—

(*1) 時価を把握することが極めて困難と認められる差入保証金は含まれておりません。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金 (4) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 敷金及び保証金

返還予定期を合理的に見積り、返還により発生する回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、返還までの期間に対応する無リスクの利子率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払消費税等 (5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利によっております。この時価については、短期間で市場金利を反映し時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成24年12月31日
差入保証金	5,000

敷金及び保証金のうち、上記の金融商品については、無金利の営業保証金であり、取引が継続する限り返還見込が無く、返還までの期間が特定できないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定期額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	176,045	—	—	—
売掛金	104,214	—	—	—
未収入金	13,040	—	—	—
未収還付法人税等	16,506	—	—	—
敷金及び保証金	—	14,094	—	—
合計	309,806	14,094	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定期額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	16,524	16,524	11,324	3,864	3,864	2,490

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金は自己資金の充当及び銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規定に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に相手先の信用状態の検証を行うとともに、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、流動性のリスクに晒されております。当該リスクに関しては、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	272,752	272,752	—
(2) 売掛金(*1)	271,510	271,510	—
(3) 未収入金	13,040	13,040	—
(4) 敷金及び保証金(*2)	14,094	14,080	△13
資産計	571,398	571,384	△13
(1) 買掛金	8,013	8,013	—
(2) 未払金	30,786	30,786	—
(3) 未払法人税等	73,003	73,003	—
(4) 未払消費税等	56,969	56,969	—
(5) 預り金	3,436	3,436	—
(6) 長期借入金(*3)	228,682	227,079	△1,602
負債計	400,890	399,287	△1,602

(*1) 貸倒引当金は、貸借対照表計上額より控除しておりません。

(*2) 時価を把握することが極めて困難と認められる差入保証金は含まれておりません。

(*3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 敷金及び保証金

返還予定期を合理的に見積り、返還により発生する回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、返還までの期間に対応する無リスクの利子率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等 (5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

この時価は、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によつております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年12月31日
差入保証金	8,050

敷金及び保証金のうち、上記の金融商品については、無金利の営業保証金であり、取引が継続する限り返還見込が無く、返還までの期間が特定できないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定期額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	272,752	—	—	—
売掛金	271,510	—	—	—
未収入金	13,040	—	—	—
敷金及び保証金	—	14,094	—	—
合計	557,303	14,094	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定期額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	59,172	53,972	42,647	39,852	32,279	760

(退職給付関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 4	当社取締役 1 当社従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,500	普通株式 500
付与日	平成25年7月8日	平成25年12月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自平成27年7月9日 至平成35年6月8日	自平成27年12月31日 至平成35年6月8日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末(株)	—	—
付与(株)	1,500	500
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	1,500	500
権利確定後		
前事業年度末(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	18,000	18,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単価当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社比準価額方式とディスカウント・キャッシュ・フロー方式を併用した方法によっております。

4. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の、当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 該当事項はありません |

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	1,189千円
ポイント引当金	47,190千円
資産除去債務	649千円
繰越欠損金	3,577千円
繰延税金資産小計	52,606千円
評価性引当額	△52,606千円
繰延税金資産合計	— 千円

繰延税金負債

未収事業税	1,432千円
繰延税金負債合計	1,432千円
繰延税金負債純額	1,432千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

当事業年度においては、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当事業年度(平成25年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,942千円
ポイント引当金	62,850千円
減価償却超過額	656千円
資産除去債務	649千円
資産調整勘定	31,014千円
繰延税金資産小計	102,113千円
評価性引当額	△95,171千円
繰延税金資産合計	6,942千円
繰延税金資産純額	6,942千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.43%
(調整)	
のれん償却	0.31%
評価性引当額の増減	2.31%
その他	△0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.59%

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、平成27年1月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の39.43%から37.11%に変更されます。なお、平成28年1月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等についての繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率の変更はありません。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年12月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 相手先企業の名称及び取得した事業

相手先企業の名称 ファイブゲート株式会社

事業の内容 ポイントメディア「モバトク通帳」の運営

(2) 事業の譲受の理由

事業拡大のため

(3) 企業結合日

平成25年12月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

2. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価（現金）	100,000千円
取得に直接要した費用（アドバイザリー費用等）	1,300千円
取得原価	101,300千円

3. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

144,952千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

10年間の均等償却

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動負債	43,652千円
負債合計	43,652千円

5. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

概算額及びその算定方法の選定が困難であるため、影響額の記載はしておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、单一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、单一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アドウェイズ	175,639
株式会社ハングアウト	70,132

(注) 当社は单一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しています。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アドウェイズ	374,938
グリー株式会社	129,488

(注) 当社は单一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	株式会社ハン グアウト	東京都渋 谷区	10,000	アフィリエ イト広告事 業等	—	アフィリエ イト広告の 取引先	広告取引	70,132	売掛金	12,328

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	都木 聰	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接5.88 間接15.78	当社 代表取締役 社長	借入に対する債務保証	54,590	—	—
							賃貸借契約に対する債務保証	—	—	—

(注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①一般的の取引条件と同様に決定しております。

②銀行借入れに対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額については、当事業年度末日現在の対応する借入金残高を記載しております。

③賃貸借契約（年間賃借料23,622千円）に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	株式会社ハングアウト	東京都渋谷区	10,000	アフィリエイト広告事業等	—	アフィリエイト広告の取引先	広告取引	33,672	売掛金	4,194

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	都木 聰	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接5.88 間接15.78	当社 代表取締役 社長	借入に対する債務被保証 賃貸借契約に対する債務被保証	228,682 —	—	—

(注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①一般的の取引条件と同様に決定しております。

②銀行借入れに対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額については、当事業年度末日現在の対応する借入金残高を記載しております。

③賃貸借契約(年間賃借料24,672千円)に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	40円21銭	64円31銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△2円69銭	24円10銭

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は平成25年6月11日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。また、平成26年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、平成25年6月11日付及び平成26年6月19日付で行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	402,104.82円
1株当たり当期純損失金額	△26,923.68円

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	当事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△10,155	90,121
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△10,155	90,121
普通株式の期中平均株式数(株)	3,771,967	3,740,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	新株予約権2種類(新株予約権の数2,000個)。 詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成26年5月23日開催の取締役会決議に基づき、平成26年6月19日付で1株を100株に分割とともに、単元株制度を導入いたしました。

(1) 株式分割

平成19年11月27日付で全国証券取引所から公表された「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式を分割するとともに定款を一部変更し単元株制度を導入いたしました。

(2) 株式分割割合

平成26年6月18日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する株式を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 42,900株

今回の分割により増加する株式数 4,247,100株

株式分割後の発行済株式総数 4,290,000株

株式分割後の発行可能株式総数 100,000,000株

(4) 単元株制度の導入

単元株式数を100株といたしました。

(5) 株式分割及び単元株制度導入の時期

平成26年6月19日を効力発生日といたしました。

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 平成26年1月1日
至 平成26年6月30日)

広告宣伝費	120,165千円
-------	-----------

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 平成26年1月1日
至 平成26年6月30日)

現金及び預金	364,069千円
現金及び現金同等物	364,069千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	26円28銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	98,303
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	98,303
普通株式の期中平均株式数(株)	3,740,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は平成26年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(平成25年12月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	7,183	111	—	7,295	4,858	725	2,437
工具、器具及び備品	16,317	12,292	819	27,790	13,965	3,970	13,824
有形固定資産計	23,501	12,403	819	35,085	18,823	4,696	16,262
無形固定資産							
のれん	—	144,952	—	144,952	1,207	1,207	143,744
商標権	443	—	—	443	270	44	173
ソフトウエア	28,722	13,188	0	41,911	10,207	7,098	31,704
ソフトウエア仮勘定	—	12,452	11,772	679	—	—	679
その他	1,446	—	—	1,446	—	—	1,446
無形固定資産計	30,613	170,593	11,772	189,433	11,685	8,350	177,747
長期前払費用	2,422	162	376	2,208	1,148	918	1,060

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 サーバ設備等 10,314千円

のれん 「モバトク通帳」の事業譲受 144,952千円

ソフトウエア ソフトウエア仮勘定からの振替 11,772千円

ソフトウエア仮勘定 自社利用目的に係るソフトウエア 12,452千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア仮勘定 ソフトウエアへの振替 11,772千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,835	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	16,524	59,172	1.32	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	38,066	169,510	1.23	平成27年1月5日～平成31年10月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	60,425	228,682	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	53,972	42,647	39,852	32,279

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	7	—	—	7
ポイント引当金	119,680	203,048	119,680	—	203,048

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成25年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	272,752
合計	272,752

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アドウェイズ	89,580
株式会社D 2 C	29,616
Glossom株式会社	27,716
株式会社スポプレ	26,377
リンクシェア・ジャパン株式会社	16,330
その他	81,888
合計	271,510

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
104,214	1,223,464	1,056,167	271,510	79.6	56.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
電子マネー	47,907
合計	47,907

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
イオンクレジットサービス株式会社	4,320
株式会社VOYAGE MARKETING	1,226
株式会社ペイメントファースト	752
ビッグローブ株式会社	410
東日本旅客鉄道株式会社	401
その他	901
合計	8,013

⑤ 未払法人税等

相手先	金額(千円)
未払法人税	46,379
未払事業税	17,606
未払住民税	9,017
合計	73,003

⑥ 未払消費税等

相手先	金額(千円)
消費税及び地方消費税	56,969
合計	56,969

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月中
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）1
公告掲載方法	電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をす ることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。当社の公告掲載URLは 次のとおりであります。 http://ceres-inc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株主の売買の委託
に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有しておりますので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年4月27日	電通ドットコム第三号投資事業有限責任組合無限責任組合員 株式会社電通デジタル・ホールディングス代表取締役社長 兼 最高経営責任者 遠谷 信幸	東京都港区東新橋一丁目8番3号	特別利害関係者等(大株主上位10位)	株式会社セレス代表取締役社長 都木 聰	東京都港区北青山三丁目6番16号	当社	10	5,570,000(557,000)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカウンティング・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成25年6月11日をもって株式1株を100株に、また、平成26年6月19日をもって株式1株を100株に分割しておりますが、上記移動株式及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成25年7月8日	平成25年12月30日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,500株	普通株式 500株
発行価格	18,000円 (注) 3	18,000円 (注) 3
資本組入額	9,000円	9,000円
発行価額の総額	27,000,000円	9,000,000円
資本組入額の総額	13,500,000円	4,500,000円
発行方法	平成25年6月28日開催の臨時株主総会及び平成25年7月5日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成25年6月28日開催の臨時株主総会及び平成25年12月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成25年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき18,000円	1株につき18,000円
行使期間	平成27年7月9日から 平成35年6月8日まで	平成27年12月31日から 平成35年6月8日まで
行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していないなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していないなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り、権利行使ができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

- 平成26年5月23日開催の取締役会決議により、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の数値を記載しております。
- 当社は平成25年9月27日開催の取締役会決議により、平成25年9月27日付で退職者1名が保有する新株予約権50株分（分割前）を取得しております。平成26年3月28日開催の取締役会決議により、当該新株予約権の消却を行っております。

2 【取得者の概況】

新株予約権の付与（ストック・オプション）①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
野崎 哲也	東京都目黒区	会社役員	500	9,000,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)
都木 聰	東京都世田谷区	会社役員	300	5,400,000 (18,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)
小林 保裕	東京都荒川区	会社役員	300	5,400,000 (18,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高岸 博史	東京都目黒区	会社役員	250	4,500,000 (18,000)	当社の取締役
斎藤 珠里	東京都杉並区	会社員	50	900,000 (18,000)	当社の従業員
志賀 勇佑	東京都目黒区	会社員	50	900,000 (18,000)	当社の従業員

- (注) 1. 平成26年5月23日開催の取締役会決議により、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の数値を記載しております。
2. 平成26年3月28日開催の取締役会決議により消却した新株予約権に係る取得者については、記載しておりません。

新株予約権の付与（ストック・オプション）②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
都木 聰	東京都世田谷区	会社役員	310	5,580,000 (18,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役 社長)
村田 智英	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	50	900,000 (18,000)	当社の従業員
亀田 亮	東京都足立区	会社員	50	900,000 (18,000)	当社の従業員
小澤 千春	東京都中野区	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
阿部 真由美	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員
中務 賢	東京都世田谷区	会社員	30	540,000 (18,000)	当社の従業員

(注) 平成26年5月23日開催の取締役会決議により、平成26年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は分割前の数値を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社シーエー・モバイル※1	東京都渋谷区南平台町16-28	750,000	16.72
有限会社ジュノーランド・カンパニー※1	東京都世田谷区下馬5-19-10	590,000	13.15
株式会社セレス	東京都港区北青山3-6-16	550,000	12.26
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合※1	東京都港区南麻布5-9-1	500,000	11.15
高橋 秀明※1、2	東京都杉並区	450,000	10.03
SBIビービー・モバイル投資事業有限責任組合※1	東京都港区六本木1-6-1	350,000	7.80
都木 聰※1、3	東京都世田谷区	281,000 (61,000)	6.27 (1.36)
谷地館 望※1、4	東京都立川市	220,000	4.91
野口 淳※1、5	東京都世田谷区	220,000	4.91
住友商事株式会社※1	東京都中央区晴海1-8-11	200,000	4.46
小林 保裕※1、2	東京都荒川区	130,000 (30,000)	2.90 (0.67)
野崎 哲也※2	東京都目黒区	100,000 (50,000)	2.23 (1.11)
SBI・NEOテクノロジーA投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	80,000	1.78
高岸 博史※2	東京都目黒区	25,000 (25,000)	0.56 (0.56)
SBI・NEOテクノロジーB投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	10,000	0.22
斎藤 珠里※5	東京都杉並区	5,000 (5,000)	0.11 (0.11)
志賀 勇佑※5	東京都目黒区	5,000 (5,000)	0.11 (0.11)
村田 智英※5	神奈川県横浜市戸塚区	5,000 (5,000)	0.11 (0.11)
亀田 亮※5	東京都足立区	5,000 (5,000)	0.11 (0.11)
小澤 千春※5	東京都中野区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
阿部 真由美※5	埼玉県さいたま市浦和区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
中務 賢※5	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.07 (0.07)
計	—	4,485,000 (195,000)	100.00 (4.35)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10位）
 2. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
 4. 特別利害関係者等（当社の監査役）
 5. 当社の従業員
 6. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年7月10日

株式会社セレス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小島洋太郎


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林三郎幸


当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規程に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セレスの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セレスの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもつて終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年7月10日

株式会社セレス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小島洋太郎 洋太郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小林弘幸 弘幸

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規程に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セレスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セレスの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもつて終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月8日

株式会社セレス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

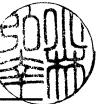
小島洋太郎



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林弘幸



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セレスの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セレスの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上